

議事録（財務省国税庁ヒアリング）

1. 日時：平成19年11月8日（木）13:00～13:50
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 議題：1. 税理士試験における受験資格としての学歴要件等の見直し  
2. その他
4. 出席者：財務省国税庁 長官官房人事課 課長 百嶋 計 氏  
財務省国税庁 長官官房人事課 課長補佐 川口 仁 氏  
財務省国税庁 長官官房総務課 課長補佐 藤原 智 氏  
規制改革会議 中条主査、山下参考人

5. 議事：

中条主査 お待たせいたしました。今日は、わざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。

基準認証・法務・資格タスクフォースの主査をしております、中条と申します。よろしくお願いたします。

参考人で山下さんでございます。

今日は、税理士試験における受験資格の学歴要件の見直しについてということで、国税庁さんからお話を伺うということになっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議事録をとっておりますので、後ほど当会議のホームページで公開されるということになりますので、その点は念頭に置いてお話しいただければと思います。

それでは、早速、御説明をいただけますでしょうか。

百嶋課長 国税庁人事課長の百嶋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

国税庁では人事課で税理士試験を担当しておりますので、私の方から今日提起をいただきました受験資格の点につきまして御説明させていただきたいと存じます。

受験資格に関して御説明させていただく前に、本日、席上に計表をお配りしてございますが、こちらに基づきまして、最近の受験者の推移を、まず基礎的な数字ということで御説明させていただきたいと存じます。

資料の上段をごらんいただきますと、実受験者数でございますが、御案内のように平成13年に税理士法の大きな改正がございまして、その際に受験資格の緩和も行ったわけでございますけれども、それ以後、平成17年度まで増加いたしております。最近の景気動向も関係するのかと存じますが、平成18年度は若干減少いたしたところでございますが、新しい受験資格で行いました平成14年度以降の試験については、おおむね増加傾向にあるとご覧いただけるかと思っております。

最終的な合格者の数が でございますけれども、これは毎年1,100人前後で推移いたしております。

下段の延受験科目数の推移も先ほどと同様に、平成 17 年度まで増加してきているところ  
でございます、平成 18 年度は若干の減少ということでございますけれども、8 万前後で  
推移してきているところでございます。

この延合格科目数欄でございますように、これも既に先生方御案内のとおりでございま  
すけれども、現行の税理士試験制度は科目合格制という制度を採用いたしておりまして、  
この科目合格制は科目単位の受験を認めることによりまして、受験者が複数年かけて段階  
的に科目合格することを認めている制度でございます。最終的には 5 科目合格した者に税  
理士資格を認めることとなります。これは沿革的には昭和 26 年の税理士法の制定に際しま  
して、一定の職業を持つ傍らで税理士試験を受験する者の資格取得を容易にするという考  
え方・趣旨で採用されたものと承知いたしております。他の試験にはない税理士試験制度  
の特徴となっているところは御案内のとおりでございます。

なお、余談ながらこの科目合格制につきましては、平成 11 年当時の規制改革委員会から  
も資格取得が容易な方式であるという御評価をいただいております、他の試験において  
も検討すべしと指摘をいただいた制度でございます。

最近の状況を見ますと、最初に 1 科目合格してから最終的に全 5 科目を合格するまでに、  
合格率でもおおむねご覧いただけるかと思うんですが、7 年程度掛かるというのが現状で  
ございます。延合格科目数の欄でございますように、毎年延べ 1 万件を超す合格科目数と  
いいますか、各受験者が受ける科目ごとの合格件数というのが 1 万件余りございますので、  
これを継続的に当庁で管理しているという面も、他の試験と異なる特徴となっているとこ  
ろでございます。

受験者から見ますと、後ほど申し上げます現行の受験資格と科目別合格制とが相まって、  
ほかの仕事などをやりながらの受験が比較的容易になっておりまして、他の士業の試験よ  
りも受験しやすく、受験者層の多様化にも寄与していると私どもは考えております。

合格者の年齢も、平成 18 年度試験で申しますと 20~69 歳ということで、幅広い年齢層  
からの合格者が出ているところでございます。

それでは、もう一つ配付させていただいております受験資格の概要の資料に沿いまして、  
受験資格の概要を説明させていただき、続きまして、その理由等についても御説明させて  
いただきたいと思います。

受験資格の概要でございますけれども、御案内のとおり税理士法の第 5 条におきまして、  
税理士試験の受験資格を規定してございます。この資料におきましては、資格の内容をわ  
かりやすいように整理させていただいております、受験者の皆さんに配付いたしており  
ます受験案内の記述に合わせて、学識、資格等、職歴、その他の認定と 4 つの区分に応じ  
て記載させていただいております。これらいずれかの 1 つに該当すれば、受験資格を有す  
るということになるわけでございます。

資料をご覧いただきましておわかりいただけますように、受験資格は一定の学歴に基づ  
くものだけではございませんで、大学を卒業していない方に対しても(3)の職歴欄がござい

ますが、一定の職歴に基づく者、あるいは(2)の資格等に記載させていただいておりますように、例えば、日商簿記1級合格者等についても受験資格を認めるようにしてありまして、広く門戸を開放していると考えております。

なお、税理士法第5条の受験資格には、一定の学識または職歴に基づき、個別に要件を規定したもののほかに、(4)に認定とございまして、国税審議会より受験資格に関して個別認定を受けた者についても受験資格を認めることとしているところでございます。

この具体的な認定の例でございますけれども、(1)の八、大学3年次以上の者で、法律学または経済学を含め62単位以上を取得した者というのが認定の一つの例でございます。また、(2)にございます資格、各種簿記試験の合格者につきましても、国税審議会の認定により受験資格を認めているものの例でございます、この中に例示させていただきました。

このほかの認定の例といたしましては、外国の大学の卒業生をこの規定に基づいて認定させていただいておりますほか、職歴に関して申しますと、銀行等における貸付等に関する事務というのがございますけれども、例えば、信用金庫、信用組合、農協については法律には規定されておらないんですが、こういった機関の貸付事務経験者を認定しているということが最近の例としてございます。

繰り返しになって恐縮でございますが、このように現行の受験資格は一定の学識、職歴、資格など税理士業務に関連するさまざまな観点から設定しておりまして、当庁といたしましては、これらの受験資格が過重な負担を課しているということにはなっていないと考えているところでございます。

それから、先ほども計数のところで御説明申し上げましたように、受験資格に関しましては平成12年の規制緩和推進3か年計画の再改定を踏まえまして、平成13年の税理士法改正におきまして、学識要件につきましては大学・短大等の修了者のほかに、いわゆる専門学校修了者にも一定の要件のもとで受験資格を認めることといたしました。また、職歴要件につきましても、これまで事務の従事年数を職業の内容に応じて3～10年と大変幅広く、最長では10年の従事年数を求めていたものを、一律3年に短縮するという緩和措置を講じさせていただいたところでございます。

この際の緩和に伴いまして、改正前よりも受験者が増加いたします一方で、税理士試験合格者の資質について特に問題が生じているという状況にはないと思っております、私どもとしましては、現在の受験資格に特段の問題があるとは考えていないところでございます。

かような受験資格を設けている理由でございますけれども、フォローアップの調査票に記載させていただいたのでございますが、概略を申し上げますと、「5. 受験資格要件について」というところに記載させていただいております。このような受験資格を設けている理由でございますけれども、1点目は税理士業務における基礎的学識または技能の必要性にかんがみまして設けさせていただいているということでございます。特に私どもが重視いたしておりますのは、「要件を課す理由」というところに書いてございますけれども、税

理士法第1条の規定でございまして、これは昭和55年の税理士法大改正のときに改正された規定でございますけれども、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定しております。税理士試験は特にこのような高い公共的使命を果たす税理士の資格を付与するというためのものがございます。

こういう公共的使命ということがございますので、しかも、中立的な立場でということもございますので、現行の税理士試験におきましては、税理士業務を行うためにはペーパーテストの税理士試験で判定いたします専門的な学識や応用能力だけではなくて、一定レベルの教育や一定の実務経験を通じて備えられる税理士業務に関連する基礎的学識や技能といったものも必要であると考えられますことから、現行のような受験資格を設けることによりまして、一定の能力を担保し、論述式一段階の試験としているところでございます。

2点目は、ここにも書かせていただきましたが、補足的理由になりますが、受験者数のある程度の絞り込みの必要性ということもございます。税理士試験のそもそもの目的でございます専門的な学識や応用能力を有しているということ判断するためには、税理士試験の各試験科目は論述式で行う必要があるということで、現に論述式で行っているわけでございますけれども、この論述試験を限られた採点期間や体制のもとで公正に実施いたしまして、有効な資格制度として機能させていくためには、ある程度論述試験を受ける受験者の絞り込みというのが避けられないことも受験資格を設けていることの一つでございます。

御存じのとおり、国家試験には受験資格を設けず、一次、二次と段階的な試験を行うものと、試験は一段階限りとする代わりに、その受験について一定の資格要件を設けているもの等がございますけれども、税理士試験では受験資格を設けて一定の能力を担保いたしまして、論述試験の一段階といたしております。ただ、繰り返しとなりますが、科目別の合格制をとっております、受験者の受験しやすさには十分配慮いたしていると考えております。

仮に、この受験資格を撤廃した場合にどういう問題があるかということについてでございますけれども、私どもが懸念いたしておりますのは、こういう税理士の公共的使命、申告納税制度の理念に沿って使命を果たすということが期待されている税理士でございますが、税理士そのものの資質の低下、国民の税理士に対する信頼が薄れるということを懸念いたしております。

なお、先ほど申し上げましたような受験者の絞り込みを全く行わずに論述式試験を行った場合には、今度は科目別合格制と相まって、大幅な受験者の増も考えられるかと思えます。そうなりますと、先ほど申し上げましたような限られた採点の期間、あるいは体制のもとで、論述試験によって公正・公平に専門的な学識や能力を評価するのが、現在に比べまして相当困難になるのではないかと懸念いたしております。

それから、仮に受験資格に代わる一次試験といいますか、受験資格に代わる試験を追加で実施するとした場合でございますけれども、受験者に新たな試験を受ける負担が生じるのではないかと考えております。受験者数が増えたり、あるいは代替の一次試験を実施するということになりますと、受験手数料の相当程度の値上げが必要になるという問題もあろうかと存じます。

それから、採点事務に関しても、現行の論述試験について採点期間の問題が生じるかと考えているところでございます。

以上、受験資格の概要と資格を設けております理由あるいは撤廃した場合の問題点等を御説明させていただきましたけれども、私どもといたしましては、元来他の試験に類を見ない科目別合格制をとっております、受験しやすい制度となっているということで、現行の制度は相当受験生の多様化に資するものとなっていると考えております。これに加えて、平成14年度の試験以降、規制緩和推進3年計画も踏まえまして、大幅な資格の緩和を行ったところでございまして、受験者数も増加傾向にあるということで、現時点で特段の問題は生じていないと考えておりますが、いずれにいたしましても、引き続き平成14年度の緩和の効果をよく見極めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

中条主査 どうもありがとうございました。非常にわかりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。

私どもとしましては、税理士試験の受験資格が非常に厳しいと思っているわけでは決してないのでありまして、これだけ幅広くいろいろと受験資格が与えられているわけですから、かなりの程度をカバーしているのだろうとは推測しております。であるからこそ、こういった受験資格要件がなくても、それによって追加して税理士の試験を受けようとする人が大幅に増えるということは恐らくないのではないだろうか。勿論これまで規制緩和してきていただいたことも評価しておりますし、先ほども御説明があったように1科目ずつ受けられるという、これも大変受けやすい制度だと、その点も私ども評価しているところなんです。その上での話ということで、ここまで緩和したなら、もう受験資格はなくてもいいんじゃないかと。先ほど大幅に増えるのではないかとおっしゃったわけですが、恐らく税理士の試験の科目というのは、最初はちょっと受けてみようかと思う人がいたとしても、まともに挑戦してみようと思って勉強を始めたら、簡単なものではないということがわかりますから、そうそうやみくもにいろいろな人が受けてくるということは私はないと思っているんですね。そうしますと、今ある受験資格要件を仮に全部なくしたとしても、追加的に受験する人の数というのは恐らくそんなには増えないだろう。かつ、一般常識的な一定レベルの教育内容を確保しなければいけないという点ですが、その点は今の税理士試験というのはまさに論述式のものもあるわけで、それから、恐らくほとんどの科目が、ある程度論理的な思考能力がないとなかなかできない科目ですから、簿記などというのも単に借り方、貸し方に何を入れるかなんて丸暗記したってためなので、論

理的にそここのところがわかっていないと多分できない試験だと思うんです。そうしますと、やはりそういう人というのは、ある程度の一般常識というのは当然ないとそんな試験は受けられないし、受からないだろうと。そういうことを考えると、資格要件をたくさん用意して、それについて調べることも、全部なくしてしまって若干受験者数は増えるけれども、当然採点についてコストが掛かるわけですから、それはそのとおりだと思いますけれども、それとコストベネフィットを考えたら、なくてもいいのではないだろうかと思えるのが私たちの考え方なんです、その点はいかがでしょう。

百嶋課長 繰り返しになる点もあろうかと思うんですが、大学の教育などを通じて、あるいは一定の社会での実務経験を通じて備えられる、税理士業務に関連するベーシックな学識とかあるいは倫理観といったものを期待しているところまでございまして、ちょっと抽象的になるかもしれないんですけども、そうした高い倫理観というのが大学等の学校教育とか実務経験によって備えられていくということによって、この税理士の使命を果たしてもらおうということを期待しているものでございまして、仮に、その辺の経験がなく税理士業務を行う者が多数出てくるということになると、申告納税制度への影響というものが懸念されるわけでもございまして、その辺をいろいろ資格要件に期待しているというのが私どもの考え方でございます。

中条主査 そうすると、大学生というのは倫理観があるという前提でお話しになっているのだと思いますけれども、大変恐縮ながら、私は大学生が大学生ではない人と比べて倫理観が高いということは余り考えられないですし、大学でそんなものは教えたりはしませんので、むしろそういったことは税理士におなりになって活動していかれる中で、そういうことに外れることをやっていたら当然税理士さんの社会はかなり競争的な社会ですから、淘汰されるということになりますし、また、懲戒制度等々もあるわけですから、そちらの方で対応していくべきものであって、大学生だから倫理観があるとか、ちょっと何年か勤めているから倫理観があるというのは、私はとても信じられないというか、そこで余りそういうものを期待できないんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

百嶋課長 やはり税理士業務を行っていくに当たりましては、税務そのものも勿論でございまして、関連する法律の領域でございまして、経済・経営に関するような学識・知識といったものが不可欠だと思いますが、一次試験を行っておりませんので、そういったベーシックな識見といったものを受験の入り口において求めるということで今の資格を設けさせていただいているということかと存じます。

中条主査 経済の知識という話も、ちょっとお恥ずかしい話ですけども、私は商学部でありますから経済関係の学部なわけです。経済学は1年生で必修なんです。けれども、私は3年生になってゼミに入ってきた学生に、もう一回経済学を教えるんですよ。全部忘れてる。ですから、私は学生に経済学の知識があるとはとても思えないので、そういうことというのは税理士さんになってから、仕事をするときになると当然必要に迫られて皆さん勉強されると思うし、それがないとやっていけないと思いますから、それから勉強され

てもいいことだと思ふし、それから、税理士試験の科目自体がかなり法律や経済にかかわるものがある、これを勉強するには多分、経済学や法律のある程度の知識がないとできない問題だと思ふんですよね。だから、その点を何も今の税理士試験以外のところに求める必要があるのかなと思ふんですけれども、いかがですか。

百嶋課長 理想的に過ぎるかもしれませんが、やはり大学教育に私ども期待するところが極めて大きいということでございます。

勿論、先生がおっしゃいますように、私どもの仕事も、税務の仕事そのものもそうかもしれませんが、勿論OJTで身につけていくものというのは多々あるかと思いますが、その基礎と申しますか、そういうものとして識見を求めているということでございます。

中条主査 大学とは何をするとところかという議論になると、この本質から離れてしまう話になりますけれども、私は大学は大学なりに役割があると思っているわけです。ただ、そこで知識を身につけると申すことは、大学生たちは学年末試験が終わったら次の日に全部忘れてしまいますから、一応うちの大学のように、ある程度評価も高いであろうと世間から言われている大学であってもそうなので、いろいろな大学があるわけで、私はそんなに期待しておられるようなことに対応できるとはとても思えないし、それは余り意味のない受験資格なんじゃないかと思ふですね。それよりも、今の税理士試験の科目を勉強される中で、そういう素養というか知識が身につくであろうと思ふので、受験資格に求めなくてもいいのではないかなと思ふんですよね。

百嶋課長 先ほど来申し上げたとおり、学歴のみに私どももこだわっていることではございませんので、今のようになんか学歴以外の要件での受験が可能な仕組みとなっているわけでございます。個別にそれを認定するとか管理するというのが大変煩雑な行政手続になっているかといえますと、そこは受験生の皆さんの利便を考慮いたしまして、出願の際に書類を示していただく形で包括的に認定させていただいたりということに対応できておりますので、これが行政側にとって煩瑣な事務になっているということではございませんし、受験生の皆さんにとっても過重な手続上の負担になっているということではないと考えております。

中条主査 受験資格は、1回審査してもらって3年間有効でしたか。

川口課長補佐(国税庁) 受験資格自体は、一旦チェックされれば有効となります。

中条主査 ずっと有効なんですか。最初の1科目目を受けるときに審査をしてもらえば資格が取れるわけですね。毎年大体5万人ぐらいの受験者数がいて、そのうち新規審査というのは大体どれぐらいの人数になりますか。大体のところ結構ですけども、これはまた改めて教えていただくということで結構です。

新規審査の数がどのくらいかということと、資格要件をなくしてしまった場合に増える受験者の数に伴う事務作業とのコストベネフィット、お役所としてはその部分がコストが増減する部分だと思いますので、御参考までに教えていただければと思います。

税理士の方々とお話しても、今の大学生にそんなものを求められるわけがないでしょ

うというお話をすると、そんなことはないでしょうとおっしゃりながら、皆さん笑いながらお答えになっているわけで、大体本音のところはそんなに期待しておられないのだと思うんですけれども、だからといって3年勤めればよいかっていうと、それも……、まあ、3年勤めた方が大学生よりはましだと思いますけれども、確かに。やはり社会で3年勤めるというのはかなりなことですから、大学生に比べればそれなりにかなり力はつくと思いますが、それにしても、とりあえず3年勤めたからといってどうなんでしょうかと。ここで受験資格として認められているようなところでないところに3年勤めた人と、こういうところに3年お勤めになった方とどこが違うのかと考えてみると、余り違いはないだろうし、税理士の試験を受けようと思う方であるならば、仮にファミレスに3年間勤めておられても、社会人としての素養は当然お持ちになるわけだし、それ以外の経済学だとか法律ということに関しては、先ほども申し上げましたように、税理士試験の勉強をすることによって身につくという可能性が十分にあるだろうと。そういうふうを考えていくと、ファミレスで3年間勤めた人と、ファミレスで1年間勤めた人とどう違うかという話になって、そうすると、ここは受験資格を置かなくても十分に機能するものではないかと感じるところなんですよ。

勿論お考えはわかりましたので、ただ、失礼なことを申し上げれば、どのくらい本音で思っておられるのかなと。でも、私もそちらに座っていれば、そういうふうにお答えするかなと思います。

百嶋課長 当面私どもこの前の規制緩和から約5年間やってきましたので、その効果というのをもう少し見ていきたいなということと、それによって税理士の質とか国民の皆さんの税理士に寄せる信頼感に何か影響が出ていないかどうかとか、その辺もまず見たいなところがございます。その辺を見極めながら、個別の認定のところをどう運用していくかということは、例えば今先生がおっしゃいましたけれども、いろいろな新しい仕事も出てきていると思いますので、そういった仕事をこの要件に含めないことについて時代遅れになっていないかとか、そういう経済社会の変化に我々は的確に対応していかなければいけないという認識は持っているつもりなのでございますが、その辺は当面この前の緩和の効果を見極めながら、常に時代遅れになっていないかというところは、的確についていっているかどうかというところはよく見ていきたいと思っております。

中条主査 国税庁さんのお仕事にこちらが口を挟む筋合いはないですけれども、むしろもっともっとほかにもいろいろおやりにならなければいけないことはあるのだと思いますし、税理士の試験自体を所管しておられて、税理士の試験そのものについては不断の見直しをおやりになると思うし、そちらの方が多分私は大事なお仕事なんじゃないかと思うんですけれどもね。

山下さん、何かございますか。

山下参考人 こういう機会にお招きいただきまして、どうもありがとうございました。所感的なことを含めて2～3御意見等お答えいただける範囲でお答えいただいて、もし何



か資料等作成する必要がございましたら、後ほど主査又は事務局にお願いできればと思います。1つは、今までの国の中で憲法に定められた国民の納税の義務を具体的に職責として果たされる税理士の制度があるかと思いますが、戦後できた制度が、戦後50年、半世紀以上経って、税理士の人材登用システムということに関して、今後例えばここに書かれた学歴の要件だとか資格とか職歴とかありますが、資格試験を考える上において、国税庁内で現在あるいは今後、税理士人材の登用システム的なことに対する検討とかは始めておられるのか、あるいはそういうものは今後検討されようかとされているのか。

というのは、やはり昔の高度成長と違って、多様な高学歴の高齢化という時代を迎えて、さまざまな方が大学を出て、その後社会に出て辞めるというのではなくて、日本の社会が非常に変質してきている中で、一度家庭に入られた女性の方とか外国人の方とかについて、受験資格の在り方というものを、税理士に限らず考えていかなければいけないのではないかというのが共通の課題であると思います。私も複数の学識経験者にお伺いするのですが、入り口で門前払いになるのではないかと、それが言ってみれば規制改革を推進していく立場においては、そういう再チャレンジ的な意欲的な人生、第2、第3の人生を送ろうとされている方に門前払いになってはいないかということの懸念が一つあるのではないかと思うのです。

それに対するお考えと、ちょっと細くなるのですが、今ではサブプライムローンのような問題がありますけれども、かつて不良債権の処理に端を発して、日本が非常に金融危機のときに、不良債権の処理で多くの会計士や税理士に御活躍いただきました。その中でここに書かれている職歴の中で銀行等というのは、先ほど課長がお話しされた農協等もありますが、銀行の形態は信託だとかさまざまありますし、いわゆる銀行法に規定された金融機関に限らず、非常に金融危機のときは財務省も御苦労されたと思うのは、農水省所管の住専の問題もあるなど手が届かないところでも国会でいろいろ議論されて、銀行局長の非常につらい御答弁をお伺いしたことがあります。ここに金融機関、あるいは会計検査等、あるいは法人等と書かれていことに対して、これはどういうイメージ、あるいは具体的な事例があるのですか。

それから、先ほど言ったように日本も国際化されているので、外国法人弁護士は弁護士会の特別会員になっているのですが、こういう外国人弁護士の業務あるいは補助業務に携わったような方、他資格であれば国籍要件がないので資格を持つだけではなくて、例えば司法書士であれば資格者団体の役員にもなれるような形態になっている。こういう外国人に対する配慮の問題はどうなっているのでしょうか。

更にもう一点お伺いできれば、平成14年に金融庁が公認会計士の5万人計画を打ち出されて、これは内部統制の問題を踏まえて今年の通常国会で法律が改正され試験制度が変わって会計士が増えていくと。外国から見れば、当然のことながら会計士、弁護士は税務の仕事ができるし、税務代理人の仕事もできる。効率的に考えると、国税のOBの方々が税理士になるということは、非常に信頼感・期待感が大きいから需要も大きいかと思います。

この中で内部統制でも会計監査でも、それぞれ地方公共団体の中では、例えば幼稚園やその他の機関に補助金が交付されています。その補助金に対する監査というものを、例えば、公認会計士ではなくても制度が変われば一定の税理士などが、大企業の監査と違った非常に小回りのきくような監査を将来担当することも考えられるのではないかと。そうすると、また違った意味の税理士の活用なども出てくると。

昔であれば大学に行きたくても行けなかったような高校卒業の方が、何らかのほかの職歴がある場合には、形式で見たときにそれをどうに評価するのかと。それから、一般国際社会で見ると、納税の義務をサポートするというのは非常に重要な役割であるだけに、やはり学歴要件を入れたのはその必要性があるからという背景があったので、それなりの考えもわかります。しかし、時代の背景と同時にこういう問題をどう考えていくのかということもあるかと思うのですが、その辺のお考えとか所感とかあればお伺いさせていただきたい。3つ、4つお話しさせていただきましたけれども、お答えいただける範囲で触れていただければと思います。

百嶋課長 最初におっしゃったお話と最後の点に関連してくるかと思うんですが、門前払いになっていないかどうかということでございますけれども、私どもとしては、ほかの試験に比べても比較的再チャレンジの意欲のある方に取り組んでいただきやすい試験なのではないかと思っております。それは繰り返しになってしまいますけれども、いろいろな学歴以外の要件も設けておりますし、門前払いというような問題が具体的に生じていることはないと思っております。科目別合格制にもなっておりますので、比較的意欲のある方が、特にかつていろいろ経理に関わりのあるような仕事をやっておられた方であれば、お幾つになっても取り組みやすい試験なのではないかと認識しております。

先生おっしゃいましたようないろいろな形態の金融業がございますし、法人でいろいろな仕事をなさっている方がおられて、それが税理士業務にどう関連するかといったようなことがまさに個別の認定になってくる。特に金融機関の形態によって、先ほど申し上げましたように、法律だけ読むと農協とか信金などはとらえ切れていないんですね。そういったところを認定で対応しておりますので、そこは私が先ほども申し上げましたように時代遅れになっていないか、ちゃんと経済・社会の変化についていっているかというところを十分踏まえながら、まさにいろいろ御指摘いただいたような新しい業態などもよく見て、個別の認定に取り込んでいけるように常にアンテナを張っていなければいけないなどは私ども思っております。

それから、外国人の関係は補佐から。

藤原課長補佐(国税庁) 私ども外国人弁護士の業務に携わっている人がいいのか悪いどうか、ちょっと即答はいたしかねます。済みません、調べないとわかりません。

山下参考人 外国人法人弁護士さんの共同事業をされたりとか、いわゆる日本国籍でない方がおられれば、その事務所で日本人として非常に情熱を掛けて働いておられるような、しかも、女性で大学を出ておられない方でも、経験を生かしてという形態がいろいろ

出てきているし、外国法人弁護士、外弁と言われているものも弁護士会の特別会員の扱いとして、随分、司法制度改革の中で昔では考えられなかったような形態が出てきているので、これは後でもわかる範囲で規制改革の事務局に中条先生あてにでも出していただければと思いますけれども。

藤原課長補佐（国税庁） ただ、税理士になる資格としては国籍条件はたしかなかったですね。その辺りは門戸は開いているのかなと思っております。

百嶋課長 あと、そういう外国弁護士事務所で働いておられたという職歴が資格要件に該当するかどうかということも、まさに資格要件認定の世界になってくると思います。そういうものをとらえ切れるかどうかというようなところを、よく我々も法律の趣旨に照らして見ていかなければいけないと思っています。資格要件の認定は、私ども勿論庶務をやっておりますけれども、最終的には国税審議会に御相談してやっていくこととなります。私ども常に世の中に遅れないように、しっかりと国税審議会の先生方にちゃんと情報を上げていけるようにしたいと思います。

中条主査 今の受験資格は見れば見るほど誰でもOKというか、かなり広い範囲をカバーしておられるんだらうなと思うんですね。今ちょっと私が思いついたんですが、「法人等における会計事務」ですから、例えば、私の秘書が私の研究費の会計をやっていたら、でも法人ではないからだめなのかなとか、そんなことを今考えて、それは半分冗談ですけども、要するに、そういうところまでなるべく広くアンテナを張っておられるという姿勢は大変いいと思うんですけども、それを国税審議会で認定するほどの話なのかなと。国税審議会が気の毒というか、そのための事務作業をおやりになるのも大変じゃないかなとか、ここまで広げているんだったら、あと一息、誰でもOKでいいんじゃないかと。これはさっきの繰り返しになりますけれども、そのように思います。

それから、今、山下さんからもお話がありましたけれども、規制改革会議としてはなるべく多くの人々にチャンスを与える、再チャレンジができるようにしていく、門戸を開くということになりますと、今、対応しておられる受験資格がかなり幅広くて100人のうち99の方がそれでOKだとしても、1の方がそこで排除されるという形にならないようにしていきたいというのが私たちの基本的な考え方なわけです。

けれども、そのために一次試験をやらなければいけないという話になると、これまた物すごくコストが掛かってくるという話になります。そうすると、代わりに一次試験をやらなければいけないほどの資格要件かということ、今はそうでもないとなれば、だったらなしでもいいかなと思っているということで、ここは繰り返しになってしまいますので、もうこれぐらいにしておきます。事務局から何かございますか。特にございませんか。

それでは、今日はどうもありがとうございました。

百嶋課長（国税庁） 決して門戸を閉ざすつもりはございませんので、また御指導いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

中条主査 ありがとうございました。

(以 上)